

## 男女共同参画会議の検討結果を踏まえることとされた要望意見に対する対応(案)

I : 要望事項が「基本的な考え方(素案)」に直接反映されており、犯罪被害者等施策として新たな基本計画にどのように盛り込むかについて検討すべきもの

II : 要望事項が「基本的な考え方(素案)」作成に当たり、直接検討されていないが、関連する施策がある又は第2次犯罪被害者等基本計画において関連施策があるなど、担当省庁において検討すべきもの

III : 専門委員等会議における検討外の事項

## 第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
60	<p>【性犯罪被害者の医療費の公費負担】被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の費用について、全国一律に立件の有無に関わらず、警察に相談があれば、公費で負担する。また、各都道府県の運用状況について調査、公表してほしい。仮に都道府県単位では費用負担が困難な場合には、国が負担して制度を整えるべきである。</p> <p>性犯罪・性暴力に遭いながらも、警察に相談すらできない被害者は多い。警察に相談しなくても、医療機関や支援センターにおいて、医療費の負担軽減が受けられるようにしてほしい。これらについて、上限なしの実費、被害者の帰責性は問わないこととしてほしい。精神疾患についても、病名を限定せず、後遺症全般を対象としてほしい。</p>	17	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	<p>(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)</p> <p>4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 (4) 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、<u>医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。</u>また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。</p>	<p>【内閣府(犯被)】 ・内閣府(犯被)は、第2次基本計画下で設置された「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の事務局を担当したことから、関係省庁に挙げられているところ、医療費・カウンセリング費用の負担軽減に関する具体的施策を担うことは困難である。</p> <p>【内閣府(男女)】 医療費やカウンセリング費用の負担軽減については所管外のため記載できることはない。</p> <p>【警察庁】 ・警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。</p> <p>・「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取りまとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。</p> <p>また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。</p> <p>・警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。</p> <p>【厚労省】 性犯罪被害者の医療費の負担軽減は、制度を所管する関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて協力していく。</p>	I

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員会等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
89	<p>【警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実】</p> <p>都道府県によって警察におけるカウンセリング制度の運用に差があり、制度を利用できない性犯罪被害者がいる。全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担を軽減するものとなるよう改善してほしい。また、各都道府県の運用状況について、調査・公表してほしい。</p> <p>なお、警察で二次被害を受けることもあるため、警察での対応には限界があることを認識しておく必要がある。性犯罪被害者自身が、警察の内外を問わず、最適な手段方法を選択できるような仕組みを提供すべきである</p>	46 153	<p>(前段) 警察庁 (後段) 内閣府 (犯被、男女) 文科省 厚労省</p>	<p>(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)</p> <p>4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ④ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、<u>医療費・カウンセリング費用の助成について検討</u>する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。 ⑤ 被害者の心のケアを行う専門家の育成を促進し、支援体制の充実を図る。</p>	<p>(前段) 【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。</li> <li>「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取りまとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。</li> <li>警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。</li> <li>警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。</li> <li>警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。</li> </ul> <p>【内閣府(男女)】 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施する。</p> <p>【文科省】 具体的施策なし。</p> <p>【厚労省】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。</p>	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
90	【性犯罪被害者のニーズの把握】 性犯罪被害に伴う精神疾患に関する 正確な知識について各機関の窓口担 当者が熟知し、適切に性犯罪被害者の ニーズを把握する必要がある。	46 48 49 91 94 143 144 145 146 147	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に 反映されている。)  1 女性に対する暴力の予防と根絶のため の基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑦ <u>被害者に対しては、暴力の形態や被害 者の属性等に応じて、相談、保護、生 活・就業等の支援、情報提供等をきめ細 かく実施する。また、官民・官官・広域連携 の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ 目のない被害者支援を実施する。</u>	【内閣府(犯被)】 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の 開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、 犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪 被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の 区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられている ことを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう 体制の整備を要請する。  【内閣府(男女)】 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施 する。	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
				<p>4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組</p> <p>① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。</p> <p>② 急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する</p> <p>③ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。</p>	<p><b>【警察庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。</li> <li>警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。</li> <li>警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。</li> </ul> <p><b>【法務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供できるよう努める。また、法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。</li> <li>法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等と連携して支援内容の充実を図る。</li> <li>関係部局や民間支援団体間の連携の一層の促進のため、法務省において、人権擁護機関が実施する調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、女性の人権ホットラインや、子どもの人権110番等、性犯罪被害者の人権を守るための取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。</li> <li>日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取するなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。</li> </ul> <p><b>【文科省】</b> 具体的施策なし。</p> <p><b>【厚労省】</b> 厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。</p> <p><b>【国交省】</b> 記載なし。</p>	

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員会等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
91	<p>【性犯罪被害者に対応できる知識と技術を持った人材を育成するための研修】</p> <p>性犯罪被害者に対応できる知識と技術をもった人材を育成するための研修を公費で実施してほしい。また、民間で養成講座を開催している機関に対して、公費助成してほしい。</p> <p>社会福祉士、精神保健福祉士、裁判官、弁護士、教員、裁判員、矯正施設職員、保護観察官、保護司等にも研修を受けてもらう。研修のカリキュラムの中には、必ず犯罪に遭った方の講演等を入れる。</p>	<p>46</p> <p>48</p> <p>49</p> <p>91～99</p> <p>128</p> <p>140</p> <p>143</p> <p>145</p> <p>146</p> <p>147</p> <p>152</p> <p>179</p> <p>185</p> <p>186</p> <p>196</p> <p>197</p> <p>198</p> <p>199</p> <p>204</p> <p>206</p>	<p>内閣府 (犯被、男女)</p> <p>警察庁</p> <p>法務省</p> <p>文科省</p> <p>厚労省</p>	<p>【前段】</p> <p>(本要望の一部は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)</p> <p>① 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>④ 各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。</p> <p>⑥ 関係行政機関相互の連携を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方の支援・連携の仕組みを構築する。</p> <p>【後段】</p> <p>(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)</p> <p>① 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>① ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実し、支援に携わる人材の育成を図る。</p> <p>③ 女性に対する暴力に関する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。</p> <p>4 性犯罪への対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>② 急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。</p> <p>③ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。</p> <p>⑤ 被害者の心のケアを行う専門家の育成を促進し、支援体制の充実を図る。</p>	<p>【内閣府(犯被)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。</li> <li>内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。</li> </ul> <p>【内閣府(男女)】</p> <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。</li> <li>警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。</li> <li>警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。</li> <li>内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。</li> <li>警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。</li> <li>警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。</li> </ul>	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
					<p>・ 警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。</li> <li>・ 矯正施設職員に対しては、新採用職員や初級幹部要員を対象とする研修において、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を実施しているほか、上級幹部要員を対象とする研修において、犯罪被害者団体などの関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情などの理解を深める研修の充実を図っている。</li> <li>・ 法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図る。</li> <li>・ 法務省において、人権相談に際して、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努めていく。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修をはじめとする各種研修を通じて、人権擁護委員として職務遂行に必要な知識や技能の習得を図っているところ、性犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、今後も引き続き十分な研修等を実施する。【法務省】※ ※性犯罪被害者に特化した研修は実施していないが、女性の人権や犯罪被害者等の人権に関する研修等を通じて、性犯罪被害者に関する研修も実施しているもの。</li> <li>・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、被害者の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介体勢の整備に努めるとともに、利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われる被害者支援に関する研修等について、弁護士会等の関係機関と情報交換や協議の場を設けるなどして、弁護士によるサービスの向上を目指す。</li> <li>・ 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次被害防止のための方策等の研修を実施する。</li> </ul> <p><b>【文科省】</b></p> <p>教員の研修については、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教職員に対する研修を支援する。</p> <p><b>【厚労省】</b></p> <p>「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進する。</p>	



要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
94	【医療従事者を対象とした性犯罪・性暴力被害者対応に関する研修】 性犯罪・性暴力被害者の心身の早期回復のためには、被害者に関する専門的知識と技術を有する医療従事者が、被害者の意思を尊重しつつ、適切に対応することが必要である。このため、教育課程を含め、医師・看護師等を対象とした被害者対応に関する専門研修を各地で開催するなど国として対応してほしい。また、適切なケアが行えるようSANE(性暴力被害者支援看護職)を増やしてほしい。	37 48 49 145 146	内閣府 (男女) 文科省 厚労省	(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)  4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ② 急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。 ③ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。 ④ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。 ⑤ 被害者の心のケアを行う専門家の育成を促進し、支援体制の充実を図る。	【内閣府(男女)】 医療従事者に対する研修は所管外である。  【文科省】 文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部等においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。  【厚労省】 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進する。	I
95	【急性期対応に積極的な医療機関の増設】 性暴力被害者に対する支援として、被害直後からの急性期対応に積極的な医療機関を増設してほしい。また、性暴力被害に理解のある専門性を有する病院を設置促進し、地域差をなくしてほしい。	48 145	内閣府 (男女) 厚労省	(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)  4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ② 急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。	【内閣府(男女)】 医療機関の増設等、医療機関における支援の充実は所管外である。  【厚労省】 (内閣府(男女)・厚生労働省) 左記記載について調整中。	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員会等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
98	<p>【ワンストップ支援センターの設置促進】</p> <p>ワンストップ支援センターを人口20万人につき1か所、少なくとも都道府県に1か所設置してほしい。</p> <p>被害者支援について実績のある民間団体への委託・協働を行い、民間団体に対する国や地方公共団体からの財政的支援を充実してほしい。また、定期的な研修、そのためのガイドブック及び支援員が二次被害を与えないためのガイドラインの作成も必須である。民間の支援員育成のために予算措置してほしい。支援員には、社会的性差を知り、それに配慮した支援が求められる。ワンストップ支援センターは、ジェンダー視点を持つ組織とすることも大切なので手引きの中にジェンダーの項目を必ず入れてほしい。</p> <p>厚生労働省は、ワンストップ支援センター設置に協力できる病院リストを作成し、犯罪被害者支援団体等から問合せがあった場合には、情報を提供できる体制を整備してほしい。</p>	50 51 52 53 148 149 150 151	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	<p>(本要望の一部は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)</p> <p>4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。</p>	<p>【内閣府(犯被)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。</li> <li>・ 内閣府において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。</li> </ul> <p>【内閣府(男女)】</p> <p>性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のワンストップ支援センターの設置を促進する。</p> <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。</li> <li>・ 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。</li> <li>・ 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。</li> </ul> <p>【厚労省】</p> <p>犯罪被害者支援団体等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、都道府県等の協力を得て、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。</p>	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
99	【性暴力対応のための多職種連携体制づくり及び人材育成】 ワンストップ支援センターというハードがなくても、地域の専門家がつながってネットワークを築くことは可能である。多職種の専門家のチームを地域ごとに養成する必要がある。	50 51 52 53 148 149 150 151	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)  4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。	【内閣府(犯被)】 内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。  【内閣府(男女)】 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施する。  【警察庁】 ・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 ・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。  【厚労省】 厚生労働省では、「チーム医療推進会議」において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を取りまとめ、医師・看護師等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪も含めた暴力被害者支援に取り組んでいる実践的事例を盛り込み、ホームページ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7-att/2r9852000001ehgo.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7-att/2r9852000001ehgo.pdf</a> )等で周知している。	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
100	【性暴力被害支援に係る医療・福祉・司法の連携】 性暴力被害の支援においては、医療・福祉・司法の連携が重要である。モデル事業として実施し、取り組んでほしい。	50 51 52 53 148 149 150 151	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 厚労省	(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)  4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。	【内閣府(犯被)】 内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。  【内閣府(男女)】 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のワンストップ支援センターの設置を促進する。  【警察庁】 ・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・ 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 ・ 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。  【法務省】 ・ 法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。 ・ 法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等と連携して支援内容の充実を図る。 ・ 法務省において、女性の人権ホットラインや、子どもの人権110番等、性犯罪被害者の人権を守るための取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。 ・ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取するなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。  【厚労省】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
101	【性暴力被害者等を対象とした中長期にわたる支援の実施】 DV・性暴力被害者や子どもを対象とした中長期にわたる支援ができる「性暴力被害者回復支援センター(仮称)」を設置してほしい。運営に当たっては、支援実績のある民間支援団体等に委託又は協働してほしい。また、子どもの性虐待支援専門家を育成してほしい。	50 51 52 53 148 149 150 151	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	<p>(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)</p> <p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑦ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。</p> <p>4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ③ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。 ④ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。</p> <p>5 子供に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 (2) 具体的な取組 ② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。</p>	<p>【内閣府(犯被)】 内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるように、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。</p> <p>【内閣府(男女)】 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。</p> <p>【警察庁】 ・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるように努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・ 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 ・ 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。 ・ 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。</p> <p>【厚労省】 被害者支援に携わる児童相談所職員等を対象に、性的虐待に対する高度かつ最新の専門知識と実践的な援助技術が習得できるような研修の実施を促進する。</p>	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
102	<p>【ワンストップ支援センターの周知徹底】</p> <p>関係省庁において、産婦人科病院や医療関係者、あるいは児童相談所や養護教諭等に対して、ワンストップ支援センターの電話番号やサポート内容について周知徹底してほしい。</p> <p>また、内閣府による国民に対するワンストップ支援センターに関する広報啓発が足りない。</p>	<p>50</p> <p>51</p> <p>52</p> <p>53</p> <p>148</p> <p>149</p> <p>150</p> <p>151</p>	<p>内閣府 (犯被、男女)</p> <p>警察庁</p> <p>文科省</p> <p>厚生省</p>	<p>(本要望に関する事項については、直接の検討はなされていない。)</p> <p>(本要望に関連する記述)</p> <p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>① 官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実する。</p> <p>4 性犯罪への対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>③ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。</p>	<p>【内閣府(犯被)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。</li> <li>内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。</li> </ul> <p>【内閣府(男女)】</p> <p>内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。</p> <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。</li> <li>警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。</li> </ul> <p>【文科省】</p> <p>具体的施策なし。</p> <p>【厚生省】</p> <p>厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。</p>	II

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
103	<p>【病院拠点型のワンストップ支援センターの設置促進】</p> <p>病院拠点型のワンストップ支援センターを早期に設置する必要がある。女性総合医療機関や産婦人科のある病院内に、または隣接して設置することを実現してほしい。</p> <p>また、支援のコーディネートを担うことのできる高い資質と専門性を持った支援員を養成・育成してほしい。支援員・コーディネーター・マネジメントスタッフを養成するための予算を措置してほしい。</p>	50 51 52 148 149 150 152 196	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚生省	<p>(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)</p> <p>4 性犯罪への対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。</p>	<p>【内閣府(犯被)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。</li> <li>内閣府において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。</li> </ul> <p>【内閣府(男女)】</p> <p>性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のワンストップ支援センターの設置を促進する。</p> <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。</li> <li>警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。</li> <li>警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。</li> <li>内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。</li> </ul> <p>【厚生省】</p> <p>必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。</p>	I



要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
105	【被害者対応が可能な複数の病院によるネットワークづくり】 ワンストップ支援センターにあっては、病院拠点型として1箇所に集約するのではなく、被害者対応が可能な複数の病院によるネットワークづくりが望ましい。	50 51 52 53 148 149 150 151	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省	(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)  4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。	【内閣府(犯被)】 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。  【内閣府(男女)】 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のワンストップ支援センターの設置を促進する。  【警察庁】 ・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・ 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。  【厚労省】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。	I



要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
138	【配偶者等からの暴力の被害者の安全確保】 保護命令制度について、制度の簡素化・迅速化を図ってほしい。また、違反時の取締りを徹底してほしい。	80	内閣府 (男女) 警察庁 法務省 厚労省	(本要望に関する事項については、直接の検討はなされていない。) (本要望に関連する記述) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (2) 具体的な取組 ③ 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手(改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む)からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。 ⑦ 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。 ⑧ 配偶者からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。	【内閣府(男女)】 制度の簡素化・迅速化については司法手続であるため所管外である。  【法務省】 該当なし。	II

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
139	【緊急保護命令制度の導入等】 配偶者等からの暴力に関して、緊急保護命令制度の導入を検討してほしい。保護命令の重要性に対する認識、発令件数の地域格差を埋めるよう関係機関の研修を実施してほしい。	80	内閣府 (男女) 警察庁 法務省 厚労省	(本要望に関する事項については、直接の検討はなされていない。) (本要望に関連する記述) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (2) 具体的な取組 ② 現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。また、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を引き続き促進する。 ③ 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手(改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む)からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。	【内閣府(男女)】 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施する。  【警察庁】 警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行う。  【法務省】 該当なし。  【厚労省】 各自治体における配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために婦人相談所等職員への専門研修を促進する。	II
140	【配偶者の同意なしによる妊娠中絶】 DV被害者の妊娠について、配偶者の同意なく妊娠中絶ができる運用を推進し、その旨の法改正を検討する。		内閣府 (男女) 厚労省	(本要望に関する事項については、直接の検討はなされていない。)	【厚労省】 犯罪被害者等施策の枠内に留まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。	III

第4 支援等のための体制整備への取組

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
225	【地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進】 男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリングなど地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組を促進するとともに、各都道府県の取組状況や好事例について調査・公表してほしい。また、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等を行うカウンセラーの養成、研修、スーパービジョン等を実施する。	143	内閣府 (男女)	(本要望の一部は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。) 4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ④ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。  1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実し、支援に携わる人材の育成を図る。	【内閣府(男女)】 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施する。	I
229	【警察等とアドボケーターとの連携による性暴力被害者支援】 警察や検察とアドボケーターの連携による性暴力被害者支援を実施してほしい。	153 161	内閣府 (男女) 警察庁 法務省	(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)  1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑥ 関係行政機関相互の連携を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。 ⑦ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。 4 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組	【内閣府(男女)】 警察と検察のことであるため、警察庁と法務省で記載すべきものである。  【警察庁】 内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力をを行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。  【法務省】 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供できるよう努める。また、法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報より分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
				① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。		
241	【警察と民間機関との連携による安全確保】 ストーカー被害者が告訴や避難を躊躇した場合等には、被害者心理に詳しい女性のための民間相談機関を紹介するなど、警察と民間機関との連携による安全確保の取組を行うべきである。	159	内閣府 (男女) 警察庁	(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)  1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑥ <u>関係行政機関相互の連携を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。</u> ⑦ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、 <u>官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。</u>  3 ストーカー行為への対策の推進 (2) 具体的な取組 ②ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む各関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連絡を強化する。	【内閣府(男女)】 警察のことであるため、警察庁で記載すべきものである。  【警察庁】 警察において、婦人相談所や民間シェルター等と連携して、ストーカー事案の被害者等の安全確保を図るための取組を推進する。	I

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
242	【ストーカー行為等の規制等に関する提言の速やかな実現】 ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会から出された「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」の提言を速やかに実行してほしい。	159	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省	<p>(本要望に関する事項については、直接の検討はなされていない。)</p> <p>(本要望に関連する記述)</p> <p>3 ストーカー行為への対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>① ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の改正(平成25年10月全面施行)により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことをはじめとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大いことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。</p> <p>② ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む各関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。</p> <p>③ 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。</p> <p>④ ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。</p>	<p>【内閣府(犯被)】 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。</p> <p>【内閣府(男女)】 内閣府において、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー行為への対策を推進する。</p> <p>【警察庁】 警察としては、ストーカー総合対策を踏まえ、関係省庁と連携して、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等を行い、関係機関等との連携の下、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。</p> <p>【総務省】 特段の記載なし。</p> <p>【法務省】 ・ 法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。 ・ ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じる。 ・ 法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を引き続き実施する。また、犯罪被害者等のニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなど、今後も関係機関・団体等と連携して支援内容の充実を図る。</p> <p>【文科省】 具体的施策なし。</p> <p>【厚労省】 婦人相談所において、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。</p> <p>【国交省】 記載なし。</p>	II

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
272	【交際相手からの暴力に関する調査】 交際相手からの暴力について、交際相手は異性とは限らない。交際関係を男女間に限定する必要はなく、同性間についても調査を実施すべきである。調査票では、具体的な言動を例示し、何が「暴力」に当たるのかの定義を回答者と共有する必要がある。	193	内閣府 (男女)	(本要望に関する事項については、直接の検討はなされていない。) (本要望に関連する記述) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑨ 被害者が相談できない原因などを含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。	【内閣府(男女)】 内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。	II
273	【性暴力被害の実態把握等】 性暴力被害は、女性のみならず、男性も被害に遭っている。そこで、実態の把握を行い、社会への周知と理解を促進し、支援制度の整備を行うことが必須である。男性被害を含め「性暴力被害者の実態把握に努めること」を基本計画に盛り込んでほしい。	194	内閣府 (男女)	(本要望に関する事項については、直接の検討はなされていない。) (本要望に関連する記述) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑨ 被害者が相談できない原因などを含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。	【内閣府(男女)】 内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。	II
274	【性暴力被害に係る経済的損失に関する研究調査】 性暴力被害は心身に大きなダメージを与え、学校に行けなくなる、仕事ができなくなる、家庭を運営できなくなるなど、個人にとっても社会にとっても、大きな損失になっている。その損失が経済的にどれだけマイナスとなるのかを明らかにすることが重要である。金銭のみでは回復しないが、被害者の回復と支援のためにはお金が必要であり、被害者支援を行うことが結果的に社会にとってプラスであることを調査によって証明してほしい。	194	内閣府 (男女)	(本要望に関する事項については、直接の検討はなされていない。) (本要望に関連する記述) 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑨ 被害者が相談できない原因などを含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。	【内閣府(男女)】 内閣府において、女性に対する暴力に関する調査研究を実施する。	II

要望番号	要望事項	関連する主な現行施策	関係省庁	男女共同参画会議 計画策定専門調査会での検討状況	基本計画策定・推進専門委員等会議における対応案 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文)	分類
275	<p>【性暴力被害に関する調査研究】 性暴力被害の実態について、定期的に調査を行い、被害者の心理や行動について啓発する資料としたり、必要な支援を把握するものとして活用する。調査に当たっては、二次被害を与えないよう配慮しつつ実施する。</p>	194	内閣府 (男女)	<p>(本要望は、「基本的な考え方(素案)」に反映されている。)</p> <p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり  (2) 具体的な取組  ⑨ 被害者が相談できない原因などを含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。</p>	<p>【内閣府(男女)】 内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。</p>	I